

広島高速道路公社の高速道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法について、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号）第二十四条第四項の規定によって公告する。

令和五年九月二十八日

広島高速道路公社理事長 熊 谷 銳

広島高速道路公社（以下「公社」という。）は、道路整備特別措置法（昭和三十一年法律第七号。以下「法」という。）第二十四条第三項の規定に基づき、公社の高速道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法を次のように定める。

なお、平成十八年九月十三日付け国道有第六十七号で認可を受けた「広島高速道路公社の高速道路に係る料金の徴収施設及びその付近における車両の一時停止その他の車両の通行方法」については廃止する。

#### （適用）

第一条 法第二十四条第一項の規定における運転者が通行させる自動車その他の車両（以下「通行車両」という。）は、この通行方法に従って公社の高速道路の料金の徴収施設及びその付近を通行しなければならない。

#### （定義）

第二条 この通行方法における用語の意義は、法及び道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）第十三条に定めるところによる。

（料金の收受を行う一般専用有人施設における通行方法）

第三条 料金の收受を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 通行車両は、確実に係員が料金の收受を行うことができる程度に当該係員が当該收受を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならない。
- 二 通行車両は、料金の收受後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

（通行券の交付を行う一般専用有人施設における通行方法）

第四条 通行券の交付を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 通行車両は、確実に係員が通行券の交付を行うことができる程度に当該係員が当該交付を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならない。

ならない。

二 通行車両は、通行券の交付後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

(通行券の確認を行う一般専用有人施設における通行方法)

第五条 通行券の確認を行う一般専用有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 通行車両は、確実に係員が通行券の確認を行うことができる程度に当該係員が当該確認を行う場所に近接した場所（停止すべき場所について当該係員の指示又は標識その他の方法による表示がある場合には、当該指示又は表示に係る場所）で停止しなければならない。

二 通行車両は、通行券の確認後に当該係員が発進を承諾するまでの間は発進してはならない。

(通行券の交付を行う一般専用機械式施設における通行方法)

第六条 通行券の交付を行う一般専用機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 通行車両は、確実に料金収受機等により通行券の交付を行うことができる程度に料金収受機等に近接した場所で停止しなければならない。

二 通行車両は、通行券の交付後に開閉棒等の表示に従って通行しなければならない。

(E T C専用施設における通行方法)

第七条 E T C専用施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 標識その他の方法によって徐行し又は停止すべき旨が表示されている施設においては、E T C通行車は、当該表示に従って通行しなければならない。

二 E T C通行車以外の通行車両は、E T C専用施設を通過してはならない。

(E T C・一般共通有人施設における通行方法)

第八条 E T C・一般共通有人施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 E T C通行車は、係員による徐行し又は停止すべき旨の指示がある場合には、当該指示に従って、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示がある場合には当該表示に従って、通行しなければならない。

二 E T C通行車以外の通行車両は、第三条から第五条までに掲げる施設の区分に応じて該当する各条に定める通行方法により、通行しなければならない。

(E T C・一般共通機械式施設における通行方法)

第九条 E T C・一般共通機械式施設における通行方法は、次の各号に定めるとおりとする。

一 E T C通行車は、標識その他の方法による徐行し又は停止すべき旨の表示に従って、通行しなければならない。

二 E T C通行車以外の通行車両は、第六条に定める通行方法により、通行しなければならない。

(閉鎖施設の通過の禁止)

第十条 通行車両は、閉鎖施設を通過してはならない。